

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年10月24日（木）
担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

件 名：第6期大和市地域福祉計画の策定について	
提出理由：第6期大和市地域福祉計画を策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため	
内 容： 1. 地域福祉計画とは ・地域福祉計画（以下「計画」という。）は、社会福祉法第107条に規定された計画として、大和市総合計画に即した福祉分野の計画である。 ・福祉分野の個別計画の上位計画として、各計画の推進にあたって重要となる地域力の向上を図るとともに、市民・行政・事業者などが協力して地域課題に取り組むための方向性を示す。 2. 計画策定の背景 ・地域における人間関係の希薄化や従来の地域福祉活動の担い手不足等により、地域で支え合う力に課題がある。 個人や世帯をとりまく環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさや課題は、複雑化・複合化している。 ・こうした課題に対応するためには、公的サービスだけではなく、人と人、人と社会がつながり、支え合う取り組みが生まれやすい環境の整備が求められている。 ・令和6年度をもって第5期計画の計画期間が終了することから、多様化する福祉課題や新たな地域ニーズに対応するため、第6期計画の策定が必要となる。 3. 計画策定の基本的な考え方 ・「公助」「共助」を柱とした第5期計画の基本目標に「自助」を加え、基本目標を実現するための個別目標については、第5期計画を引き継ぐことを基本とした上で、各基本目標への関連付けを見直す。 ・令和2年の社会福祉法の改正において、包括的支援体制の整備に関する事項が、計画に盛り込むべき事項として新たに追加されたことを受け、身近な地域で相談を受け止める体制の構築や関係機関との連携体制の強化等を新たに位置づける。	・成年後見制度の利用の促進に関する法律及び再犯の防止等の推進に関する法律により、それぞれ市町村計画の策定が努力義務とされたことを受け、地域福祉の観点から、第6期計画の中に、「成年後見制度利用促進に関する基本方針」及び「再犯防止推進に関する基本方針」を定める。 4. 計画の概要 (1) 計画期間 令和7年度～11年度（5年間） (2) 基本理念 「つながりが生みだす豊かな暮らし」 (3) 基本目標 基本理念を実現するため、以下の3つを基本目標とし、それぞれの個別目標、施策、具体的な事業・取組を設定する。 基本目標1 一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち 基本目標2 一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち 基本目標3 一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち (4) 成果指標 ・個別目標の主な取り組みごとに成果指標を設定する。 ・市民意識調査の結果を用いるなど、指標の見直しを行う。
経 過 R4. 6～ 庁内検討組織での協議（5回） R4. 7～ 社会福祉審議会での協議（9回） R5. 1～ 市民意識調査・関係団体調査の実施	今後の予定 R6. 11 社会福祉審議会 諮問・答申 R6. 12 意見公募手続 R7. 3 計画策定